

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開会

○議長（松本英隆君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから令和5年9月大治町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番鈴木康友議員、6番鈴木 満議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

議会運営委員長から会期の報告を求めます。

○議会運営委員長（林 健児君）

議会運営委員会は令和5年8月30日に開会し、令和5年9月定例会の日程を本日から9月22日までの17日間と決定しましたので御報告します。以上です。

○議長（松本英隆君）

お諮りします。

議会運営委員長の報告どおり、会期は本日から9月22日までの17日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月22日までの17日間と決定いたしました。

日程第3、一般会計継続費精算報告書について。

既にお手元に配付のとおり、町長から地方自治法第145条第2項の規定により議会に報告がありました。

日程第4、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

既にお手元に配付のとおり、町長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により議会に報告がありました。

日程第5、教育委員会の「点検・評価報告書」について。

既にお手元に配付のとおり、教育委員会教育長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により議会に提出がありました。

日程第6、議案第28号大治町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第28号大治町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

大治町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和5年9月6日提出、大治町長。

この案を提出するのは、放課後児童健全育成事業の放課後児童支援員の要件を改正するためでございます。

○議長（松本英隆君）

日程第7、議案第29号から日程第11、議案第33号までを一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第29号令和5年度大治町一般会計補正予算（第5号）。

令和5年度大治町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億161万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億6472万9000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。令和5年9月6日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、人事異動等に伴う人件費の補正及び国県支出金の返還金を計上し、総務費において、こども家庭センター改修工事として2300万円、大治町役場駐車場整備工事として650万円計上し、民生費において、介護保険特別会計（保険事業勘定）へ繰り出しを454万9000円増額し、健康公園を整備するための土地購入費として1700万円計上し、国民健康保険特別会計へ繰り出しを742万8000円増額し、衛生費において、資源物等搬出場所設置工事として914万3000円計上し、土木費において、河川等監視カメラ設置工事として810万円計上するものでございます。

歳入におきましては、減収補てん特例交付金を145万3000円減額し、普通交付税を1億

3146万2000円増額し、都市計画街路整備費補助金を162万5000円減額し、教員業務支援員配置事業費補助金として216万1000円、元気な愛知の市町村づくり補助金(チャレンジ枠)として87万4000円、元気な愛知の市町村づくり補助金(DX推進枠)として218万2000円計上し、ふるさと納税寄附金を10万円、後期高齢者医療特別会計繰入金を2522万4000円増額し、財政調整基金繰入金を7537万円減額し、都市計画道路整備事業債を150万円増額するものでございます。

また、債務負担行為及び地方債の補正を行うものでございます。

議案第30号、令和5年度大治町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

令和5年度大治町の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ742万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億4688万2000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和5年9月6日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、会計年度任用職員の報酬を30万4000円、また国保電算システム改修業務委託料として705万1000円を増額するものでございます。

これらの財源として、一般会計繰入金を充てるものでございます。

議案第31号令和5年度大治町介護保険特別会計補正予算(第1号)。

令和5年度大治町の介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条第1項、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4786万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億704万9000円とする。

第1条第2項、保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和5年9月6日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、歳出におきましては、総務費において、令和6年4月から多世代交流センター内で介護認定審査会業務を行うためLAN配線敷設等業務委託料として266万円、電話回線開設等工事として18万1000円を計上し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を開設予定の事業者に対し、介護事業所の開設時の体制整備を支援するため介護施設等整備事業費補助金として1400万円を計上し、保険給付費において、低所得者保険料軽減繰入金増額に伴う財源更正を行い、諸支出金において、令和4年度の保険

給付費実績及び地域支援事業費実績に基づいた返還のため、償還金として3102万6000円を計上するものでございます。

歳入におきましては、これらの財源として、県からの介護施設等整備事業費補助金として1400万円を計上し、一般会計繰入金として454万9000円、繰越金として2931万8000円を増額するものでございます。

議案第32号令和5年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度大治町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2671万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8263万3000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和5年9月6日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳入におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金として149万5000円、また、一般会計繰入金として2522万4000円を増額するものでございます。

これらの財源として、繰越金及び過年度療養給付費負担金を充てるものでございます。

議案第33号令和5年度大治町下水道事業会計補正予算（第1号）。

令和5年度大治町の下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の予算額の総額から789万5000円を減額し、収益的収入総額を3億4041万2000円に、収益的支出総額を3億702万7000円とする。

資本的収入及び支出の予算額の総額から3710万円を減額し、資本的収入総額を4億2916万5000円に、資本的支出総額を5億3491万6000円とする。令和5年9月6日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、国庫補助金の交付決定及び人事異動等に伴う補正として、収益的支出におきましては、管きよ維持費を740万円、総係費を116万3000円減額し、資本的支出におきましては、公共下水道事業費を3710万円減額するものでございます。

収益的収入におきましては、国庫補助金を370万円減額し、資本的収入におきましては、企業債を2120万円、国庫補助金を1720万円減額するものでございます。

○議長（松本英隆君）

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時15分 休憩

午前10時16分 再開

〇議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12、議案第34号から日程第17、議案第39号までを一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

〇町長（村上昌生君）

議案第34号令和4年度大治町一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度大治町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和5年9月6日提出、大治町長。

令和4年度大治町一般会計歳入歳出決算は、歳入総額110億4261万6300円、歳出総額107億84万4237円、歳入歳出差引額は3億4177万2063円です。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源1130万7000円を差し引いた実質収支額は、3億3046万5063円でございます。

なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

議案第35号令和4年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和5年9月6日提出、大治町長。

令和4年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額29億5296万3315円、歳出総額27億7439万1961円、歳入歳出差引額は1億7857万1354円です。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は1億7857万1354円でございます。

なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

議案第36号令和4年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和5年9月6日提出、大治町長。

令和4年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算は、歳入総額1513万3280円、歳出総額1513万3280円、歳入歳出差引額、翌年度へ繰り越すべき財源、実質収支額及び実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

議案第37号令和4年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和5年9月6日提出、大治町長。

令和4年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算は、保険事業勘定におきましては、歳入総額18億9480万8448円、歳出総額18億1722万2055円、歳入歳出差引額は7758万6393円です。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は7758万6393円でございます。なお、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

また、介護サービス事業勘定におきましては、歳入総額1564万8828円、歳出総額1468万689円、歳入歳出差引額は96万8139円です。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は96万8139円でございます。

なお、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

議案第38号令和4年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和5年9月6日提出、大治町長。

令和4年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額7億1046万9904円、歳出総額7億897万3704円、歳入歳出差引額は149万6200円です。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は149万6200円でございます。

なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

議案第39号令和4年度大治町下水道事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和4年度大治町下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和5年9月6日提出、大治町長。

令和4年度大治町下水道事業会計決算の収益的収支として、収益的収入3億3508万5731円、収益的支出2億8535万62円、収支額は4973万5669円です。

また、資本的収支として、資本的収入4億1468万7100円、資本的支出5億462万3647円、収支額は8993万6547円の不足です。

なお、資本的支出に対する資本的収入の不足額8993万6547円は、過年度剰余金1393万4544円、引継金2208万3479円、過年度消費税資本的収支調整額5013万2990円、過年度損

益勘定留保資金378万5534円で補填をいたしました。

○議長（松本英隆君）

ここで、ただいま議題となっております令和4年度大治町一般会計、各特別会計及び下水道事業会計の歳入歳出決算の認定について、住田昭敏監査委員に御出席いただいておりますので決算審査意見の報告を求めます。

○監査委員（住田昭敏君）

令和4年度決算審査の結果を御報告いたします。

令和4年度大治町一般会計、特別会計の歳入歳出決算及びその他政令で定められた書類並びに基金運用状況の審査につきまして、大治町監査基準に準拠し、地方自治法第233条第2項及び地方自治法第241条第5項の規定に基づき、令和5年7月24日から8月24日まで後藤田麻美子監査委員とともに慎重に審査いたしました。

また、下水道事業会計決算の審査につきましても、大治町監査基準に準拠し、地方公営企業法第30条第2項の規定及び関係法令に基づき令和5年6月27日から8月24日まで慎重に審査いたしました。

審査の方法は、一般会計、特別会計の歳入歳出決算については、決算書及び同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等、書類は法令に準拠して作成されているか、計数は正確か、予算の執行は適正か、事業執行は効率的・効果的か、財政運営は健全か等に主眼をおいて審査を行いました。

また、下水道事業会計決算については、決算書及び証書類が地方公営企業法及び関係法令に準拠して作成されているか、事業の経営成績及び財政状態も適正に表示されているかに主眼をおいて審査を行いました。

7月28日から8月3日にかけては、各担当部局から説明を受けて審査の参考にいたしました。

なお、証書類の検証、現金・預貯金の残高及び有価証券の確認等につきましては、地方自治法第235条の2の規定に基づき例月出納検査において実施しましたので、その結果を踏まえて審査を行いました。

審査の結果、令和4年度大治町一般会計、特別会計の歳入歳出決算書及び同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等はいずれも法令に基づいて作成されており、記載されている決算数値は正確であると認められました。

予算の執行状況等については適正であると認められました。

また、下水道事業会計決算書及び証書類はいずれも地方公営企業法及び関係法令に準拠して作成されており、事業の経営成績及び財政状態も適正に表示されていると認められました。

基金の運用状況につきましても、基金の設置目的に沿って適正に運用し、その収支の計数も正確であると認められました。

令和4年度の一般会計及び特別会計を合わせた決算総額は、前年度に比べ歳入は2.7%、歳出は0.3%、それぞれ減少しました。歳入から歳出を差し引いた形式収支は6億39万4149円であり、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は5億8908万7149円の黒字となりました。

令和4年度一般会計の当初予算は、前年度当初予算を1億6400万円上回る95億5700万円でありましたが、11回の補正予算と前年度繰越額を追加し、決算における予算現額は115億980万1254円となりました。財政調整基金については、前年度から3億7270万7000円増加し、22億657万4804円となりました。

財政指標から見ると、財政基盤の強弱を示す財政力指数は0.81、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は88.4%でありました。

下水道事業会計の令和4年度決算は、総収益が3億1225万882円、総費用が2億8161万2371円で純利益は3063万8511円となりました。

下水道事業の経営基盤を示す指標を見ると、流動比率が133.0%、自己資本構成比率が39.4%、固定資産対長期資本比率が97.7%となっています。収益の状況を示す総収支比率が110.9%、経常収支比率は107.1%となっており、100%を超えていることから収支の健全性は保たれていると判断します。

国や県からの補助金を最大限に活用するなど、経営基盤の強化を図るとともに、厳しい経営状況が続く中、本町の「下水道事業経営戦略」に基づき、下水道の普及促進、安定的な事業運営に努めていただきたい。

現在も続く新型コロナウイルス感染症に加え、ウクライナ情勢等の長期化に伴う原油価格や物価の更なる高騰の可能性など状況は予断を許しません。今後の財政運営に大きな影響を及ぼすことも憂慮されることから、今後とも厳正な予算管理を行い、健全な財政運営に努めていただくとともに、あわせて大規模災害等の不測の事態に備え、対応可能な財政運営を望むものであります。

また、町税徴収率の更なる向上のほか、あらゆる財源の確保に努め、将来にわたって持続可能な行財政運営を行っていただくことを要望します。

なお、審査の概要につきましてはお手元の意見書のとおりでございますのでよろしくお願いをいたします。

以上、簡単ではございますが、令和4年度一般会計、特別会計、事業会計の決算審査の結果報告とさせていただきます。以上です。

○議長（松本英隆君）

ありがとうございました。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時35分 休憩



午前10時36分 再開



○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18、議案第40号及び日程第19、議案第41号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第40号海部東部消防組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、海部東部消防組合理約を別紙のとおり変更するものとする。令和5年9月6日提出、大治町長。

この案を提出するのは、介護認定審査業務及び障害認定審査業務が令和6年4月1日に海部東部消防組合から大治町及びあま市へ移行することに伴い、海部東部消防組合理約の変更について、あま市と協議を行うにあたり地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める必要があるためでございます。

議案第41号海部東部消防組合理約の変更に伴う財産処分について。

地方自治法第289条の規定により、海部東部消防組合理約の変更に伴う財産処分を別紙のとおり関係市町の協議のうえ定めるものとする。令和5年9月6日提出、大治町長。

この案を提出するのは、介護認定審査業務及び障害認定審査業務が令和6年4月1日に海部東部消防組合から大治町及びあま市へ移行することに伴い、海部東部消防組合理約の変更に伴う財産処分について、あま市と協議を行うにあたり地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める必要があるためでございます。

○議長（松本英隆君）

日程第20、議員派遣の件についてを議題とします。

本件については、お手元に配付いたしました表に基づき、1の内容について議員を派遣することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件についてはお手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しましたので、本日はこれで散会します。



午前10時39分 散会